

令和 4 (2022) 年度交通広告（東日本旅客鉄道（株））を活用した観光 PR 事業に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 4 (2022) 年度交通広告（東日本旅客鉄道（株））を活用した観光 PR 事業業務

(2) 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要及び観光消費額の回復に向けて、首都圏を中心とした交通広告を活用した観光 PR により、本県観光の魅力を発信し、本県への観光誘客を促進する。

(3) 業務内容

別添「令和 4 (2022) 年度交通広告（東日本旅客鉄道（株））を活用した観光 PR 事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約金額の上限

22,099,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(5) 予定契約期間

契約締結の日から令和 4 (2022) 年 10 月 31 日(月)まで

(6) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は、次のとおりとする。

所属：「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会事務局

栃木県産業労働観光部観光交流課

観光プロモーション班 担当：大石

住所：〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

電話：028-623-3305/FAX：028-623-3306

E-Mail：kanko@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約をとること。

2 プロポーザルに参加するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

(6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

### 3 公募型プロポーザルの手続き

#### (1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要綱等の公表（公告開始日）	令和4（2022）年6月16日（木）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和4（2022）年6月17日（金）正午まで
ウ 質問に対する回答	令和4（2022）年6月20日（月）
エ プロポーザル参加表明受付期限	令和4（2022）年6月21日（火）17時まで
オ 企画提案書受付期限	令和4（2022）年6月22日（水）17時まで
カ 審査結果の通知・公表	令和4（2022）年6月24日（金）

#### (2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式1）を県観光交流課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Word 又はPDF）を添付して提出すること。

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開する。

#### (4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式2-1）及び業務実績表（別紙様式2-2）を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、郵送の場合は、3（1）エの提出期限必着とする。

#### (5) 企画提案書の提出

##### ア 提出書類

##### (ア) 規格 A4横型（カラー印刷）

原則日本工業規格A4横型とし、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

##### (イ) 内容 様式等は応募者の自由とするが、次の内容を含むものとする。また、企画提案書の副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成すること。

##### a 企画提案書

- (a) 企画・制作コンセプト
- (b) 広告デザイン及び効果的な広告掲載時期
- (c) 業務全体取組体制及びスケジュール
- (d) 過去の同種又は類似の業務実績
- (e) 広告効果を高める独自の提案

##### イ 提出部数

(ア) 企画提案書 9部（正本1部、副本8部）

(イ) 制作課題 9部

(ウ) 費用見積書 9部

(エ) 工程表 9部

ウ 提出期限 令和4（2022）年6月22日（水）17時必着とする。

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

#### 4 審査・選定方法

審査は、参加表明書が応募要件に該当する旨を確認した後、協議会が別に定める委員により組織された選考委員会により行う。

##### (1) 審査方法

書面により、提出された企画提案書の内容を、別表の審査項目及び評価基準に基づき評価・採点し、選考委員会による総合的な判断により、契約候補者を選定する。

ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがある。

また、参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとする。

選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

##### (2) 審査項目・評価内容及び選考委員

別表のとおり

##### (3) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに応募者に通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

#### 5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する選考委員会を開催する。選考委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と協議会との間で企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議や調整を行い、随意契約の手続きに進むこととする。

#### 6 業務の適正な実施に関する事項

##### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

##### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

##### (3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

#### 7 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他、協議会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部または一部の継続が困難となった場合、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

8 支払条件

業務委託料の支払については、業務完了後の精算払とする。

9 その他

(1) 事業の成果は、協議会及び栃木県に帰属する。

(2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。なお、これらの書類は、選定の審査以外の目的には使用しない。

(4) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案者は失格となる。

(5) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、令和4(2022)年6月22日(水)17時までに、辞退届(様式自由)を持参又は郵送により申し出ること。

(6) 本プロポーザルへの参加により、協議会及び栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和4(2022)年6月16日(木)から施行し、受託候補者が決定した翌日にその効力を失う。

別表 審査項目及び評価内容

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（7名）が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各委員の評価点数を決定する。
- 3 全企画提案者ごとに、全選考委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除き5名の平均点を算出し、最も高かった者を契約交渉者とする。なお、最も高かった者が複数ある場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。
- 4 提案者が1者の場合は、審査員採点の総和の平均60点以上をもって契約交渉者とする。

	審査項目	着眼事項	配点
1	業務の理解度	・業務目的や業務内容について十分に理解した上での提案となっているか。	10
2	広告の企画	・広告の種類・期間は仕様書に定められた要件を満たしているか。 ・広告の種類及び掲出時期が効果的な内容となっているか。 ・より効果的な独自の広告方法の提案があるか。	30
3	広告のデザイン	・効果的に訴求するデザインが盛り込まれているか。	20
4	事業実施の確実性	・事業計画が明確に示されており、実現可能な計画及び組織体制となっているか。 ・過去の同種又は類似の業務で実績を挙げているか。	20
5	類似した業務の実績	・過去の同種又は類似の業務で良好な実績を挙げているか。	10
6	必要経費	・業務に見合った適切な経費であるか。	10
合計			100

選考委員

選考委員は、次の7名の職を有する者をもって充てる。

所 属	職 名	備 考
産業労働観光部	参 事	選考委員長
産業労働観光部 観光交流課	課 長	
産業労働観光部 観光交流課	班長（観光プロモーション班）	
産業労働観光部 観光交流課	課長補佐（総括）	
産業労働観光部 観光交流課	係長（観光プロモーション班）	
産業労働観光部 観光交流課	副主幹（観光地づくり担当）	
産業労働観光部 観光交流課	副主幹（インバウンド推進担当）	